事業計画の数値目標等策定による教職員の業務負担増に関する項目

　教育振興基本計画は、教育基本法第１７条第２項及び大阪府教育行政基本条例第３条の規定に基づき、大阪の教育振興に関する基本的な目標及び施策の大綱、並びに施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について、大阪府教育振興基本計画審議会での意見やパブリックコメント等を踏まえた案を作成した後、府議会の議決により策定されるもの。

　第２次大阪府教育振興基本計画及び事業計画の策定にあたっては、子ども・教職員をはじめとする学校現場等の状況も踏まえ、大阪の教育力向上に資する内容となるよう検討を進めてまいる。

府立高校でのICT機器利用に伴う教職員の業務負担増に関する項目

　府教育庁では、府立学校ネットワークサポートセンターを設け、校務用端末やLAN教室端末等の機器、およびネットワーク等に関する各校からの問合せに対応しているところ。

　また、全校トップページに、統合ICTネットワーク及び学校情報ネットワークそれぞれのチームサイトを掲載し、ネットワークを管理されている教職員の負担軽減になるよう努めてまいる。

　併せて、今年の６月からＧＩＧＡスクール運営支援センターを設け、全教職員を対象として、児童生徒１人１台端末に関する問合せ対応や学校訪問による問題の解決に加え、好事例の共有やオンデマンド研修動画の提供などを通じて各校の支援を実施しているところ。

　教科・科目等の特質等を踏まえ、これまでの教育実践にICTを効果的に取り入れ、児童・生徒の学びを深化させることが必要であると認識しているところ。

　府教育庁では、すべての教科においてICTが効果的に活用されるよう、研修や実践事例の共有等を通じ、必要な支援を行ってまいる。

　教育庁では、府立学校ネットワークサポートセンターを設け、各校からの機器、システム、ネットワーク等に関する問合せに対応しているところ。

　府教育庁としては、１人１台端末を活用した教育活動が円滑且つ安定的に実施できるよう、今年度より希望する市町村を対象に大阪府GIGAスクール運営支援センターを開設し、教職員はもとより、保護者や児童生徒に対し端末の操作方法やソフトウェアの使い方などについて、直接、電話での相談や遠隔によるサポート等を行っているところ。

教職員の勤務労働条件に重大な影響を与える教員免許更新制の廃止に関する項目

　府教育庁においては、「大阪府教員等研修計画」において教員一人ひとりの資質・能力の向上に取り組むことの重要性を周知するとともに、教育センターにおいて様々な研修を受講できる環境の整備を行ってきた。

　今後、教育センターで行う研修をめぐる制度の変更等がある場合には、丁寧に説明を行ってまいる。

　失効した教員免許状については、再度、授与申請を行うことで有効期限のない免許状の授与を受けることが可能となる。手続きについても、申請者の負担とならぬよう、提出書類の簡素化を図っているところ。

教育庁ホームページにおいて、「教員免許更新制の発展的解消」にかかるサイトを新たに開設し、広く周知しているところ。

教職員の業務負担増につながる高校入試制度改革に関する項目

　令和５年度入学者選抜については、今年４月に方針を決定、公表し、６月上旬に市町村教育委員会及び中学校等の校長を対象に説明を行った。また、６月に作成した「大阪府公立高等学校等ガイド」の中に、入学者選抜の概要を掲載し、府内の公立中学校の３年生全員に配付したところ。

令和２年度及び３年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「WEB版進学フェア」を実施したが、今年度は感染防止策を講じながら「大阪府公立高校進学フェア2023」を開催し、その中で入学者選抜制度について説明する時間を設けるなど、中学生や保護者の皆さんに制度の周知を図ってまいる。10月には実施要項を定め、市町村教育委員会や中学校等の進路指導担当者などに対して説明を行ってまいる。今後とも、選抜に関わる事項について、市町村教育委員会、中学校等に対して、丁寧な説明に努めてまいる。

　平成28年度以降の入学者選抜における調査書については、中学校での学習活動を幅広く評価するために、評価対象学年を第１学年から第３学年までの全学年に拡大したところ。

　また、「活動/行動の記録」については、これまでの総合所見欄に代わるもので、総合的な学習の時間や特別活動、部活動、学校行事の記録など、学校内での日常生活を含む中学校でのあらゆる教育活動、学校生活全般にわたる行動の記録を、具体的事実を示して記載することとしている。

　これは生徒を学力だけでなく、人物像も含めて多面的に評価したいという観点から選抜資料として活用するもの。

　入学者選抜においては調査書の絶対評価の公平性を確実に担保すること、また、生徒、保護者にとってわかりやすいものとすることが重要であり、実際に受験する生徒たちの学力状況を客観的に表す数値を用いることが肝心との考えから、チャレンジテストの結果を活用した府内統一ルールを定めている。

文部科学省に対し、「国の責任で小・中・高校の20人以下学級実現」と「教職員定数増」の早期実現を求めるなど、教職員の負担軽減に関する項目

　高等学校の学級編制については、国が定める40人という標準を堅持しつつ、多様な高校教育の展開に対応することとしている。

　府教育庁としては、この趣旨に沿って、それぞれの学校の実情に応じて、教育条件の改善を図ってまいりたいと考えている。

国は、義務教育標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を５年かけて段階的に35人に引き下げますが、府としては、35人学級が未実施の学年については、国加配を活用して「少人数習熟度別指導」か「35人学級編制」かを、市町村が実情に合わせて選択できる取組みを、今後も継続する。

国に対しては、35人学級を小学校全学年で早期に実現するとともに中学校にも拡充すること、さらに35人学級への計画的な引き下げに伴う教職員定数の改善については、加配定数を維持するよう、要望を行っているところ。

　少人数学級・教職員定数増等については、子ども一人ひとりと向き合い、きめ細かな教育を実践していくためには、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であることから、これまでも国に対して新たな定数改善計画の策定を要望してきた。

　令和４年度文部科学省予算においては、教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の推進や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育９年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数4,690人の改善が行われたところ。

　引き続き、国に対して働きかけるとともに、その動きを注視し、児童・生徒数の動向、教育水準や教育課題への対応等を踏まえながら、適切に対応してまいる。

勤務する教職員の勤務労働条件に重大な影響を与える府立高校の統廃合に関する項目

　府立高校の再編整備については、平成25年3月に策定した「府立高等学校再編整備方針」に基づき、同年11月、平成26年度から平成30年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を策定し、同計画に基づき、エンパワメントスクールの設置、普通科総合選択制高校の総合学科や普通科専門コース設置校への改編、募集停止などを実施してきた。

　また、平成30年11月に令和元年度から令和５年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を新たに策定し、同計画に基づき、令和３年度は、12月の教育委員会会議で特色ある教育活動を他校に継承・発展させる機能統合による学校の再編整備に着手することを決定し、計画に基づく取り組みを行っているところ。

　今後とも府立高校の教育内容の充実と併せて、適正な配置を推進する観点から再編整備を計画的に進めてまいる。

労働条件の改善に関する項目

　支援学級の設置につきましては、市町村教育委員会の設置計画をもとに、支援学級在籍予定の児童生徒の障がいの状況等を聴取し、実態に応じた支援学級設置の促進に努めているところ。

　今後とも、学校教育法第８１条をはじめ、各法令に則り、障がい種別による支援学級の設置の促進に努めてまいる。

教職員の業務負担の軽減につながる給食費の無償化に関する項目

　大阪府立学校の学校給食費については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和４年度に限り無償としたもの。

　一方、市町村に対しては、国交付金の主旨を踏まえ、保護者負担軽減の検討を行うよう依頼したところ。

　学校給食費の保護者負担について、府として財政措置を講ずることは困難ですが、国に対しては保護者負担軽減のため、学校設置者が実施する給食費の無償化等、助成制度に対し財政処置を講ずるよう、「令和３年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（令和２年度実施）から要望を実施している。

教職員の安全衛生の確保に関する項目

　教職員の感染防止対策については、児童生徒等と同様に取り組む必要があると考える。

　学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、引き続き、手洗い、マスク等の着用、自己の健康管理といった感染症対策や、出勤前に自宅にて検温等の健康観察を行い記録するなど適切な健康管理をしっかり行うよう留意していただきたい。

　また、新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているが、例えば、令和２年８月21日作成の「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（増補版）」において、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の作業を取り入れることを記載するなど、適宜新たな情報に改訂を行っている。

　その上で、市町村教育委員会に対しては、引き続き、学校現場での感染防止対策について、「感染症対策マニュアル」等を通じて引き続き指導・助言するとともに、活用可能な国の補助金・財政措置等について、今後も適宜、情報提供をおこなってまいる。

　学校園等において陽性者が確認された場合には、保健所の疫学調査等に基づき、保健所の指示・助言のもと、濃厚接触者等に対してPCR検査がされている。

　なお、学校等の施設において感染者が発生した際、関連性が明らかでない患者が複数発生した場合などにおいては、無症状であっても保健所長の判断により、検査を行うこととなっている。

　国においてPCR検査体制の拡充が進められているところであり、今後も、国の通知や保健所の調査・指示等に基づき、PCR検査が適切に実施されるよう対応してまいる。

教職員の業務負担増に関する項目

　学習指導要領総則第1の1において、「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童（生徒）の人間として調和のとれた育成を目指し、児童（生徒）の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するもの」と示されているところであり、各学校で創意工夫を生かした教育課程を編成することが求められている。

「すくすくウォッチ」の実施に伴う教職員の業務負担増に関する項目

　小学生すくすくテストは、各市町村教育委員会の協力のもと、共に小学生の学力向上の取組みを進めるため実施している。子ども一人ひとりの力を伸ばすため、その良さを引き出すとともに子どもたちが自分自身の学習を振り返り、その後の学習に活かせるよう、ウォッチシート（個人票）には、アンケートやわくわく問題(教科横断型問題)等から見られる良さを記載して返却している。また、学校が進めているすばらしい取組みを普及する。これまで学校で採点、分析していただいていたものを府が代わって行い、子ども、学校の役に立つ資料を提供することで負担減につなげる。

教職員の業務負担増につながる高校入試制度改革に関する項目

　チャレンジテストについては、本テスト結果を活用し、大阪の子どもたちの学力を把握・分析し、教育指導の工夫改善を図るとともに、大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書の評定の公平性の担保に資する資料を作成することを目的に実施しているところ。

労使慣行に関する項目

　皆様方との良き労使関係については、これまでの経過を尊重し、今後とも、双方の努力によって築いてまいりたいと考えている。

　また、職員の勤務労働条件に関わる事項については、所要の協議を行うとともに、教育施策の実施にあたり勤務条件に密接にかかわる事項（管理運営事項）については、必要に応じて説明を行ってまいりたい。

勤務評価結果の給与等への反映に関する項目

　教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施しているところ。

　平成２９年度に実施した「教職員の評価・育成システム」に関する教職員アンケートの結果等も踏まえ、引き続き評価・育成システムがより良い制度となるよう、今後も必要に応じて改善に取り組んでまいる。

　今後とも勤務条件に関わる事項については、皆様方と協議してまいりたい。

教職員の長時間過密労働の解消に関する項目

　教職員の働き方改革については、平成30年３月に策定した「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」に基づく取組みを着実に実施していくとともに、国の動向も注視しながら、必要に応じて改善策を検討してまいる。

　令和２年４月には「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則等」を制定して、教職員の時間外在校等時間の上限を定めるとともに適正な管理を行い、健康及び福祉の確保を図るよう努めているところ。

　教育職員への一年単位の変形労働時間制の導入については、ニーズ等を見極め必要に応じ対応を検討することとしている。

労働条件の改善に関する項目

　通勤手当等の支給については、本人からの届出に基づいて支給する規定となっているため、本人の届出がなく遡って支給することは困難である。

　なお、通勤手当の支給に関しては、４月支給とするため、システムによらず紙による届出に基づく認定を行うなど配慮したところ。

労働条件の改善に関する項目

　非常勤講師の報酬及び支給方法の見直しについては、勤務実績に応じた報酬となるよう是正したものであり、ご要求に応じることは困難である。

　臨時的任用職員にかかる期末・勤勉手当及び退職手当制度については、基本的に国制度に準拠しているところ。

　会計年度任用職員に対しては期末手当を支給しているところですが、勤勉手当や退職手当を支給することは地方自治法の規定から、困難である。

　また、会計年度任用職員の期末手当については、国の非常勤職員の取扱いや「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」（総務省）の内容を踏まえ、週あたり１５時間３０分以上勤務の職員を支給対象としているところ。

労働条件の改善に関する項目

　育児休業について、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定から有給とすることは困難である。

教職員が生きがいを持って働ける職場環境の整備、労働条件の改善に関する項目

　府教育庁として、定数の範囲においては、基本は正規教員が担うものと考える。

　代替者の確保については、令和３年度より小学校において講師の事前任用を開始し、今年度より小中学校において夏季休業日の前日までに産休を取得する教員を対象とした事前任用を行っているところ。

　新規採用数は、児童・生徒数や教職員の退職者数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、教員が有する経験や指導方法の円滑な伝承、学校運営体制の維持、管理職の確保等のためのバランスのとれた年齢構成等に配慮しながら、毎年度決定している。

また、採用選考テストにおいては、一人でも多くの優秀な人材を確保するため、常勤講師等経験者に対しては、勤務経験年数等に応じて加点制度を設けるとともに、加点の資格要件である勤務経験年数を「３年」から「１年」に緩和するなど、工夫改善に取り組んでいるところ。

なお、合格者数については、採用予定数に見合うよう、面接テスト、筆答テスト等の結果を総合的に判定して決定している。

　今後とも、可能な限り新規採用者を確保し、また、代替講師の速やかな任用に努めてまいる。

ハラスメントの防止に関する項目

　ハラスメントの防止及び対応については、府教育庁が策定しているハラスメント指針に基づき、校内相談窓口をはじめ、府教育センター内のハラスメント専門相談窓口、府教育庁教職員人事課の教職員ハラスメント相談窓口など、相談体制の充実を図り、問題解決を迅速かつ適切に行える体制の整備に努めてきたところ。

　今年４月からは、府立学校教職員を対象に実施した「教職員間のハラスメント実態調査アンケート」の結果を踏まえ、府教育センター内のハラスメント専門相談窓口について、外部相談機関（第三者機関）に委託するとともに、相談時間をこれまでの週１回（毎月第１～４水曜日：14時～17時）から、月曜日から土曜日の10時から19時までとするなど、相談窓口の拡充を行ったところ。

　また、ハラスメント調査については、ハラスメント専門相談窓口（外部相談機関）からの助言を得ながら、相談者、加害者と思われる教員、関係者への聴き取りを行い、ハラスメント指針に照らし合わせて、ハラスメントの有無について判断を行うことも可能になった。

　今後とも、ハラスメントのない、快適な働きやすい職場環境づくりに努めてまいる。

労働条件の改善に関する項目

　試し出勤は、職場復帰支援を目的として休職中に実施するもの。

　また、精神疾患により休職している教員が復帰する際の支援については、平成21年度から復職後２週間を限度として、人的措置を行っているところであり、ご要求に応じることは困難である。

労働条件の改善に関する項目

　定年の引き上げについては、９月議会（前半）に関係条例の改正に係る議案を提出できるよう検討をすすめているところ。

　勤務労働条件に関わる事項については、内容が固まり次第、皆様方と十分に協議を行うとともに、速やかに情報提供を行ってまいる。

労働条件の改善に関する項目

　教員の配置については、府における教育課題の状況等を踏まえ、国の措置する定数を重点的かつ効果的に配置する中で、適切に対応しているところ。

　今後とも、国への働きかけや今後の国の動きを注視していくとともに、児童・生徒数の動向、教育水準や教育課題への対応等を踏まえながら、効果的な配置につとめてまいる。

安全衛生確保に係る教職員の負担軽減に関する項目

　新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒作業等による教職員の負担軽減を図るため、スクール・サポート・スタッフを配置する市町村教育委員会への事業費補助等を行っているところ。

　教職員への新型コロナウイルス感染症対策については、文部科学省からの通知や府の対策本部会議からの要請等に基づき、換気の徹底、接触感染の防止、飛沫感染の防止などの感染防止行動を改めて徹底するよう、各校の安全衛生管理者に対し指導するとともに、教職員への周知をお願いしているところ。

　なお、市町村教委に対しても同様に周知徹底を図っている。

　また、昨年度は、感染防止対策として、ワクチンの１回目接種から３回目接種について職域接種を実施し、延べ15,079人に対し接種完了した。

　今後とも、関係機関と連携しながら、感染防止にかかる最新情報の収集に努め、学校現場において必要な感染症防止対策が行われるよう、適切に対応してまいる。

　PCR検査については、感染症法に基づき、医師や保健所が必要と認める場合に実施しているところ。

　国において新型コロナウイルス感染症にかかる検査体制の拡充が進められているところであり、今後も、国の通知や保健所の調査・指示等に基づき、各種検査が適切に実施されるよう、保健所と協力して進めてまいる。

教職員の安全衛生の確保に関する項目

府教育委員会においては、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、大阪府立学校安全衛生協議会及びその専門部会として「健康対策部会」「腰痛・頸肩腕症部会」を設けている。

このうち「健康対策部会」の下に、長時間労働による健康障がいの防止に向けた課題を検討することを目的とした「長時間労働健康障がい防止委員会」を設置し、医師による面接指導データ、時間外在校等時間のデータを基に長時間労働の実態把握や課題の洗い出し等を行っているところ。

　引き続き、教職員の健康の保持増進及び快適な職場環境を実現するための協議を行ってまいる。